

四、無斷欠勤七日以上ニ及ビタルトキハ任意退職者ト認メ除籍ヲナスモノトス
第五十六條 職工辭職セムトスルトキハ辭職ノ事由ヲ具シ少クトモ二週間前ニ係員ニ願出
ツベシ

第五十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ即時解雇ヲ申出ヅルコト
ヲ得

一、不時ノ出來事ニ依リ歸國ヲ必要トスルトキ

二、婚嫁スルトキ

三、身体虚弱ニシテ業務ニ堪エザルトキ

四、其ノ他已ムヲ得ザルトキ

第五十八條 勤続五年以上ニシテ事業上ノ都合ニ依リ又ハ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ
依リ解雇スルトキハ詮衡ノ上解雇手當ヲ支給ス 但シ懲戒解雇セラレタル者ニハ解雇
手當ハ一切支給セザルモノトス

第五十九條 職工ノ解雇ニ際シテ本人ノ請求アリタルトキハ雇傭期間業務ノ種類及賃金ニ
付雇傭証明書ヲ交附ス

附 則

一、本則ハ昭和二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

二、本則ハ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルベシ

昭和元年十二月二十六日

株式會社多木製肥所

工業主 多木久米次郎